

発議案第4号

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年12月24日提出

天理市議会議員	大橋基之
〃	堀田佳照
〃	市本貴志
〃	飯田和男
〃	加藤嘉久次
〃	佐々岡典雅

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 議会の議員が第1項に定める職を兼ねた場合においては、当該非常勤の職員としての報酬は支給しない。ただし、議会の議員が監査委員又は農業委員会の委員を兼ねた場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。